

# 棄権せず、投票しましょう！

**県議会議員選挙**  
4月13日(日)

**町長・町議会議員選挙**  
4月27日(日)

**投票日**

## 町長・町議会議員選挙に投票できる人

次の年齢および住居要件を満たす人は、名簿に登録され、投票することができます。

- ①年齢要件  
日本国籍で満20歳以上の人
- ②住居要件  
平成15年1月21日以前に横越町に住民登録された人

## 一般の不在者投票 (町長・町議会議員選挙)

投票日当日、仕事や旅行などで投票所へ行くことができない

人は、不在者投票をすることができます。

- ◆期間 4月22日(火)～4月26日(土)
- ◆時間 午前8時30分～午後8時

◆場所 横越町役場 2階 研修室

◆持参品 入場券(入場券が届いていない場合)

また、指定病院などの不在者投票と身体障害者の郵便による不在者投票制度もあります。詳細については、広報3月号をご覧ください。なお、身体障害者等の「郵便による不在者投票」の投票用紙の請求期限は、4月23日です。

詳しくは、町選挙管理委員会事務局(役場総務課内)へお問い合わせ下さい。☎385-2111

なお、県議会議員選挙の不在者投票は、4月4日から12日までです。詳しくは、広報3月号をご覧ください。

## 町長・町議会議員選挙

投票日は4月27日(日)

- ◆時間 午前7時～午後8時
- ◆場所 町内8会場
- ◆持参品 入場券(入場券をお忘れになった場合は、係員にお申し出下さい。)

## 町議会 3月定例会

横越町議会3月定例会が、3月7日から18日までの12日間の会期で開催されました。

初日には、町長による行政報告、施政方針(関連記事2ページ)が述べられた後、2名の議員が一般質問に立ち、合併に向けての今後の取り組み、平成15年度予算の重点施策などについて、町長に質問しました。

10日から13日まで予算審査特別委員会等が開かれ、提案された予算について審議。14日に各常任委員会と市町村合併調査特別委員会、最終日に本会議が開かれ閉会しました。提案された議案はすべて可決されました。

# 総額68億円余の

# 平成15年度予算 可決

## おもな議案

■平成15年度当初予算  
一般会計は37億7,700万円、前年度比6,000万円増加。特別会計は、国民健康保険・老人保健・介護保険・水道事業・下水道事業・家畜診療所の6会計で、合計30億3,881万円、前年度比1億1,754万円増加しました。一般会計と特別会計を合わせた総予算規模は、68億1,581万円になり、前年度当初予算に比べ、全体で1億7,754万円増加しました。

一般会計・特別会計については、今月号2～5ページに掲載しています。

新年度事業の概略については、広報5月号・6月号で紹介します。

■横越町法定外公共物管理条例の制定  
町内にある「法定外公共物」(道路法、河川法等の特別法で管理方法等が定められていない里道、水路等)の一部が、平成15年4月1日付けで国から町に譲与されることになりました。譲与を受けた法定外公共物の機能管理と財産管理、利用について定めています。

■固定資産評価審査委員会委員の選任  
宮澤熊一氏(72歳 小杉1)が選任されました。

## 開票参観人は 1候補2人以内に

4月27日に執行の町長・町議会議員選挙の開票は、同日午後9時から役場多目的ホールで行う予定ですが、会場が狭いため、参観人を1候補につき2人以内に制限する予定です。有権者各位のご理解とご協力をお願いいたします。

## 越中 新校舎入校式と見学会 横中 新しい校舎へ思い弾みます

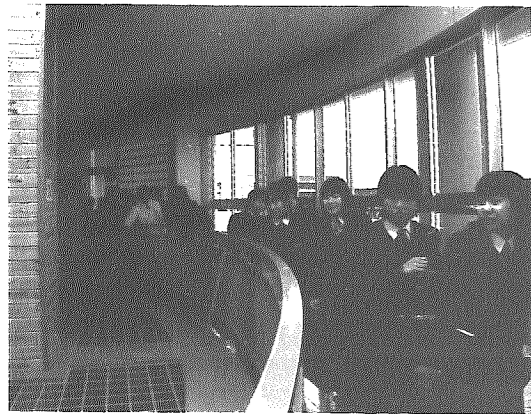
2月27日、横越中学校校体育館で、全校生徒が出席して、入校式が行われました。

浅見町長から「夢と希望を持ち、新しい校舎で皆さんがますます飛躍・発展することを願っています」とあいさつがあった後、町長から榎熊校長へ新校舎の鍵が手渡されました。榎熊校長から「校舎を作っていただきありがとうございます。この鍵にはたくさんのお礼があります。日本・世界を背負って立つ皆さんの行動力の鍵、心の鍵です。決意を新たに歩いて歩んでください」と生徒たちに呼びかけまし



斎藤孝史さん

榎熊校長



新校舎を見学する生徒たち



新しい教室での授業風景

## 郵便局資金からの融資

郵便局の簡易保険は、公共事業に融資され、豊かな住みよい地域づくりに役立っています。横越中学校新增改築事業にあたっては、国からの補助金のほか、町債5億9,120万円を借り入れています。このうち4億6,980万円が簡易生命保険積立金からの借り入れで、校舎や給食設備の整備に充てられました。

## 要保護および準要保護児童生徒

## 就学援助制度のお知らせ

町では、国からの補助金を受けて、経済的に困窮する家庭に小・中学校で必要な費用(学用品費・給食費・修学旅行費など)の一部を援助する制度を設けています。

■援助を受けられる方：生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難と認められる家庭で、おおむね次のような家庭。

- ①生活保護の停止又は廃止を受けたが、依然生活が困難な方。
- ②町民税の非課税・減免または固定資産税の減免を受けている方。
- ③国民年金の掛金の免除を受けている方。
- ④国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方。
- ⑤母子家庭などのため、児童扶養手当の支給を受けている方。
- ⑥その他特別な事情により経済的に困窮している方。

■申請の方法：「平成15年度要保護及準要保護児童生徒就学援助費申請書」に所定の事項を記入の上、平成14年分の源泉徴収票のコピーを添付し、4月25日(金)までに教育委員会へ申請して下さい。

申請書は教育委員会に用意

## 横越町奨学金 奨学生募集

経済的な理由で就学困難と認められる方に奨学金制度があります。

- 申込資格：横越町に1年以上住所を有する世帯、平成15年度入学又は在学中の大学生及び短期大学生で、日本育英会及び新潟県より奨学金の貸与を受けていない方。
- 貸付月額：短期大学は2万円、国立大学は2万5千円、私立大学は3万円。
- 貸付期間・利息：貸付決定年度の4月から在学する学校年度の最短期間限まで、無利息です。
- 返還期間：貸付終了後6か月据え置き、5か年以内(短期大学生は3か年以内)。
- 申込期限：5月9日(金)
- 申込書類：横越町奨学金貸与申込書(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。